

昭和二十七年法律第七百七十四号

(駐留軍等労働者の身分)

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律抄

(駐留軍等労働者の身分)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

（駐留軍等労働者の身分）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

（駐留軍等労働者の身分）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

（駐留軍等労働者の身分）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

（駐留軍等労働者の身分）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

（駐留軍等労働者の身分）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

（駐留軍等労働者の身分）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

（駐留軍等労働者の身分）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

二項及び前項の規定にかかわらず、その者が条約の効力発生の日から三十日前に解雇の予告を受け、且つ、その日において解雇されたものとみなして、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百四十二号）附則第四項の規定を適用して計算した額とその額に対し条約の効力発生の日の翌日から退職の日までの日数に応じ一年につき五分の割合を乗じて得た額との合計額の退職手当を支給する。

4 前項の駐留軍労務者に対する退職手当は、その者の退職前でも、その者が連合国軍労務者として在職した期間に對する退職手当分として、同項中「退職の日」とあるのを「昭和二十八年七月十日」と読み替えて同項の規定により計算した退職手当の額を支給する。

5 前項の規定による退職手当は、昭和二十八年七月十日に支給する。

附 則（昭和二八年七月八日法律第五五号）

この法律は、昭和二十八年七月十日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一日法律第一四七号）

この法律は、公布の日から施行する。但し、

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に係る改正の部分は、同協定の効力発生の日、日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書に係る改正の部分は、同議定書の効力発生の日、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に係る改正の部分は、同協定の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和三五年六月二三日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

（第四条関係の経過規定）

この法律の施行の際、現に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

この法律の施行の際、現に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

して、同一の勤務条件をもつて、引き続き国に雇用されるものとする。

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月八日法律第八〇二二七号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一九年六月八日法律第八〇号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。